

国立大学法人大分大学における寄附等による建物及び部屋等の名称付与に関する規程

令和3年9月28日制定

令和3年規程第35号

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人大分大学（以下「法人」という。）における記念事業又は寄附（以下「寄附等」という。）による建物及び部屋等の名称付与に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 名称 寄附者の名前等をいう。
- (2) 部屋等 法人が所有する施設内の部屋並びに有形固定資産のうち、土地、構築物、立木竹及び船舶をいう。
- (3) 部局長 国立大学法人大分大学部局を定める規程（平成16年規程第14号）第2条第2項第2号に規定する部局を掌理する者をいう。

(建物への名称付与)

第3条 建物に対する名称及びその名称付与については、当該建物を管理する部局長の意見を聴取の上、役員会の議を経て、学長が決定する。

(部屋等への名称付与)

第4条 部屋等に対する名称及びその名称付与については、当該部屋等を管理する部局長の意見を聴取の上、学長が決定する。

2 学長は、前項により決定した部屋等の名称を、役員会において報告するものとする。

(銘板等の設置)

第5条 第3条及び前条により建物及び部屋等の名称付与を決定した場合であって、部局長が必要と認めるときは、当該名称を記載した銘板等を、その建物又は部屋等に設置することができるものとする。

(取消し及び変更)

第6条 建物及び部屋等の名称付与を取り消し、又は名称を変更する場合は、名称付与の手續に準用する。

(事務)

第7条 建物及び部屋等の名称付与に関する事務は、財務部施設企画課において処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、建物及び部屋等の名称付与に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和3年9月28日から施行する。